秋 田 県

土木工事共通仕様書

令和８年１０月１日以降適用

品質管理基準

【 土 木 編 】

赤字：秋田県独自項目

青字：今 回 改 訂 部 分

（R8.10.1 改訂）

品　質　管　理　基　準

【　土木編　】

目　　次

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート
1 ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) 1
2 プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅰ類） 9
3 プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅱ類） 9
4 プレキャストコンクリート製品（その他） 10
5 ガス圧接 13
6 既製杭工 15
7 基礎工 17
8 場所打杭工 17
9 既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式） 17
10 下層路盤 18
11 上層路盤 21
12 アスファルト安定処理路盤 23
13 セメント安定処理路盤 24
14 アスファルト舗装 27
15 転圧コンクリート 36
16 グースアスファルト舗装 40
17 路床安定処理工 46
18 表層安定処理工（表層混合処理） 48
19 固結工 49
20 アンカー工 50
21 補強土壁工 51
22 吹付工 52
23 現場吹付法枠工 56
24 河川土工 60
25 海岸土工 62
26 砂防土工 64
27 道路土工 65
28 捨石工 68
29 コンクリートダム 69
30 覆工コンクリート(NATM) 75
31 吹付けコンクリート(NATM) 80
32 ロックボルト(NATM) 85
33 路上路盤再生工 85
34 路上表層再生工 86
35 排水性舗装工・透水性舗装 88
36 簡易舗装工 95
37 プラント再生舗装工 97
38 工場製作工（鋼橋用鋼材） 99
39 ガス切断工 100
40 溶接工 101
41 中層混合処理 105
42 鉄筋挿入工 106
43 防雪柵工 106
【公園緑地編】
44 土・石材 107
45 造園材料 111
46 木材 112
【下水道編】
47 管布設工（開削） 113
48 管推進工 122
49 シールド工 125
50 管きょ更生工 127
51 マンホール設置工 129
52 ます設置工 133

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（ｺﾝｸﾘｰﾄ用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第1部：高炉ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-2（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第2部：ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-3（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第3部：銅ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-4（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第4部：電気炉酸化ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-5（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第5部：石炭ガス化ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5021（ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下 舗装コンクリートは25%以下	工事開始前、工事中１回以上/12か月および産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材：砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材：砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合） 7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕石、砕石： 工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水および上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造(プラント)	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート　（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに１回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」の送付について(平成16年3月8日事務連絡)	１）測定した単位水量が、配合設計±１５ｋｇ／ｍ３の管理値の範囲にある場合は、そのまま施工してよい。 ２）測定した単位水量が、配合設計±１５を超え±２０ｋｇ／ｍ３の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±１５ｋｇ／ｍ３以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 なお、「１５kg/m3以内で安定するまで」とは、２回連続して１５kg/m3以内の値を観測することをいう。 ３）配合設計±２０ｋｇ／ｍ３の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まず、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±１５kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 　なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は１回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さいほうの値で評価してよい。	２回／日（午前１回、午後１回）または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。 重要なコンクリート構造物にて実施のこと。 重要なコンクリート構造物 ・高さ５m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ３m以上の堰・水門・樋門	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 ・１回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85％以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。（１回の試験結果は、３個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 ・１回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに１回 　なお、テストピースの採取は、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて１回につき３個（σ3）を追加で採取する。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・１回／日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	水セメント比の確認	配合計画書で確認	指定水セメント比以下	工事開始時、及び材料あるいは配合が変化したとき。	重要なコンクリート構造物にて実施のこと。 重要なコンクリート構造物 ・高さ５m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ３m以上の堰・水門・樋門	
			スペーサーの設置	目視	構造物の側面には原則１㎡につき２個以上、底面については原則１㎡につき４個以上設置。	鉄筋組立て完了時	重要なコンクリート構造物にて実施のこと。 重要なコンクリート構造物 ・高さ５m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ３m以上の堰・水門・樋門	
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	重要なコンクリート構造物を対象とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 重要なコンクリート構造物 ・高さ５m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度 (1)設計基準強度は「呼び強度」と同様とする。 (2)呼び強度は「レディーミクストコンクリート標準使用基準（本仕様書参考資料）」による。	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とし、各単位につき３ヶ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回の試験結果が設計基準強度の８５％以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を５カ所実施。 材齢２８日～９１日の間に試験を行う。	重要なコンクリート構造物を対象。 （ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の８５％を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。 重要なコンクリート構造物 ・高さ５m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ３m以上の堰・水門・樋門	
			凍結融解試験	JIS A 1148(A法)	相対動弾性係数の最小限界値　E min（%） 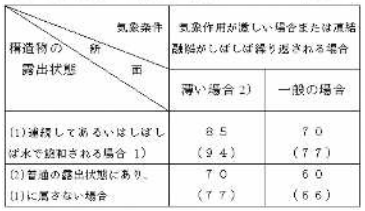 重要構造物は（　　）内数値による 1)水路、水槽、橋台、橋脚、擁壁、トンネル覆工等で水面に近く水で飽和される部分および、これらの構造物の他、桁、床版等で水面から離れてはいるが融雪、流水、水しぶき等のため、水で飽和される部分など。 2)断面の厚さが20cm程度以下の部分など。		重要なコンクリート構造物にて実施のこと。試験については、公的試験機関（（一財）秋田県建設・工業技術センター）にて実施のこと。 重要なコンクリート構造物 ・高さ５m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ３m以上の堰・水門・樋門 ※コンクリート特記仕様書により実施対象工事となった場合のみ	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の８５％を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
2 プレキャストコンクリート製品（ＪＩＳ　Ⅰ類）	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施行	必須	製品の外観検査 （角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3 プレキャストコンクリート製品（ＪＩＳ　Ⅱ類）	材料	必須	製品検査結果 （寸法・形状・外観、性能試験） ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)	設計図書による。			
	施行	必須	製品の外観検査 （角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	１回/６ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	1回／月以上 （塩化物量の多い砂の場合1回以上／週）		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	１回／日以上		○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	1回／日以上		○
			コンクリートの空気量測定 （凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%（許容差）	1回／日以上		○
	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	１回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅ｽﾗｸﾞ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化ｽﾗｸﾞ細骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5021（ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	１回以上/12か月および産地が変わった場合。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	【粗骨材】 砕石:3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材:5.0%以下 それ以外（砂利等）:1.0%以下 【細骨材】 砕砂:9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材:7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）:5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	１回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142 「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 製作開始前、1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回以上／12か月及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料		コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 5202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 5206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207(シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6204（化学混和剤）は1回/６ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差： 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比： 材齢7及び28日で90%以上	１回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
	材料	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回／月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	施行	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくな 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない ④その他有害と認められる欠陥があってはならない	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19㎜未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下 ⑥ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり､へこみ､焼き割れが著しくない ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査および超音波探傷試験を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接修正する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない ④その他有害と認められる欠陥があってはならない		熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所以上のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルの-24dbとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、１ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
6 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700㎜未満：許容値2㎜以下 外径700㎜以上1016㎜以下：許容値3㎜以下 外径1016㎜を超え2000㎜以下：許容値4㎜以下		・外径700㎜未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2㎜×π以下とする。 ・外径700㎜以上1016㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3㎜×π以下とする。 ・外径1016㎜を超え2000㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4㎜×π以下とする。	
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、ＪＩＳ　Ｚ 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1箇所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
6 既製杭工		その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中堀り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭 （根固め） 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中堀り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭 （根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm2	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中堀り杭工法（セメンントミルク噴出撹拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
8 場所打杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	
9 既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜まることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要に応じて再処理する	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧　[4] -68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正ＣＢＲ30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧　[4] -80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	○

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験時期・頻度</th><th>摘　　要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="3">10
下層路盤</td><td rowspan="2">材料</td><td>必須</td><td>道路用スラグの呈色判定試験</td><td>JIS A 5015</td><td>呈色なし</td><td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前</td><td>○工事規模の考え方
・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上
・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満</td><td>○</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>粗骨材のすりへり試験</td><td>JIS A 1121</td><td>再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。</td><td>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前</td><td>・再生クラッシャランに適用する。
○工事規模の考え方
・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上
・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満</td><td>○</td></tr>
<tr><td>施工</td><td>必須</td><td>現場密度の測定</td><td>舗装調査・試験法便覧　[4] -256

砂置換法（JIS A 1214）

砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">個々の測定値</th><th>測定値の平均値</th></tr>
<tr><td>中規模以上</td><td>小規模</td><td>中規模以上・小規模</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">γdmaxの93%以上
（管理下限値）</td><td>X10　95%以上</td></tr>
<tr><td>X 6　96%以上</td></tr>
<tr><td>X 3　97%以上</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th colspan="4">歩 道 路 盤</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値</th><th colspan="2">測定値の平均値</th></tr>
<tr><td>中規模以上</td><td>小規模</td><td>中規模以上</td><td>小規模</td></tr>
<tr><td colspan="2">γdmaxの85%以上
（管理下限値）</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>
</td><td>・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。
・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m^{2}につき１孔）。
小規模工事：１工事あたり
１回（３孔）以上</td><td>○工事規模の考え方
・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上
・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満
○中規模以上の工事において、施工面積数量から測定箇所数が３孔に満たない場合でも、最低数を３孔とする。</td><td></td></tr>
</table>

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	施工	必須	プルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧　[4] -288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「地盤変形量測定装置を用いたプルーフローリング管理要領（案）」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m^{2}につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 1 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧　[4] -68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧　[4] -68	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧　[4] -73	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
1 1 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧　[4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整スラグに摘用する。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧　[4]-75	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-131	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧　[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	個々の測定値（中規模以上／小規模）：γdmaxの93%以上（管理下限値） 測定値の平均値（中規模以上・小規模）：X10 95%以上／X6 95.5%以上／X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度及び粒度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m^{2}につき１孔） ・小規模工事：１工事あたり１回（３孔）以上	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満 ○中規模以上の工事において、施工面積数量から測定箇所数が３孔に満たない場合でも、最低数を３孔とする。	
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧　[2]-16	個々の測定値（中規模以上／小規模）：2.36mmふるい±15%以内 測定値の平均値（中規模以上）：2.36mm X3 ±8.5%以内／X6 ±9.5%以内／X10 ±10%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日） ・小規模以下の工事：１工事あたり１回以上	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧　[2]-16	個々の測定値（中規模以上／小規模）：75μmふるい±6%以内 測定値の平均値（中規模以上）：75μm X3 ±3.5%以内／X6 ±4.0%以内／X10 ±4.0%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日） ・小規模以下の工事：１工事あたり１回以上	○工事規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積で2,000m2未満	
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧　[4]-288		４下層路盤に準ずる。	同左	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m^{2}につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
12　アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧　[4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧　[4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧　[4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
13 セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	個々の測定値 中規模以上 / 小規模 2.36mmふるい±15%以内 測定値の平均値 中規模以上 2.36mm　X3　±8.5%以内 X6　±9.5%以内 X10　±10%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日）	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満	
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	個々の測定値 中規模以上 / 小規模 75μmふるい±6%以内 測定値の平均値 中規模以上 75μm　X3　±3.5%以内 X6　±4.0%以内 X10　±4.0%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日）	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧　[4]-256	個々の測定値（中規模以上 / 小規模）：γdmaxの93%以上（管理下限値） 測定値の平均値（中規模以上・小規模）： X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m^{2}につき１孔） ・小規模工事：１工事１回あたり １回（３孔）以上	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満 ○中規模以上の工事において、施工面積数量から測定箇所数が３孔に満たない場合でも、最低数を３孔とする。	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
13 セメント安定処理路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293 [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（１～２回／日）	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm^{3}以上 吸水率　：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m3未満）	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-74	3%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-78	1/4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm^{3}以上 吸水率　：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS ：50%以下 SS ：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			引火点試験	JIS K 2265-1,2,3,4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧　[2]-16	個々の測定値 中規模以上 / 小規模 2.36mmふるい±12%以内 測定値の平均値 中規模以上・小規模 2.36mm　X 3　±7.0%以内 X 6　±7.5%以内 X10　±8.0%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験　1～2回／日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する　基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧　[2]-16	個々の測定値 中規模以上 / 小規模 75μmふるい±5%以内 測定値の平均値 中規模以上・小規模 75μm　X 3　±3.0%以内 X 6　±3.5%以内 X10　±3.5%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験　1～2回／日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する　基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧　[4]-318	個々の測定値 中規模以上 / 小規模 ±0.9%以内 測定値の平均値 中規模以上・小規模 X 3　±0.50%以内 X 6　±0.50%以内 X10　±0.55%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験　1～2回／日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する　基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧　[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧　[3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧　[3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験時期・頻度</th><th>摘　　要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="5">14 アスファルト舗装</td><td rowspan="5">舗設現場</td><td rowspan="4">必須</td><td>現場密度の測定</td><td>舗装調査・試験法便覧　[3]-218</td><td><table><tr><th colspan="2">個々の測定値</th><th>測定値の平均値</th></tr><tr><th>中規模以上</th><th>小規模</th><th>中規模以上・小規模</th></tr><tr><td rowspan="3">γdmaxの94%以上
（管理下限値）</td><td>X10</td><td>96.0%以上</td></tr><tr><td>X 6</td><td>96.0%以上</td></tr><tr><td>X 3</td><td>96.5%以上</td></tr></table></td><td>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。
・締固め度は、10孔の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m^{2}につき1孔）
・小規模以下の工事：１工事あたり１回（３孔）以上</td><td>・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。
○施工規模の考え方
・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。
・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満
○中規模以上の工事において、施工面積数量から測定箇所数が３孔に満たない場合でも、最低数を３孔とする。</td><td></td></tr>
<tr><td>温度測定（初転圧前）
※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。</td><td>温度計による。</td><td>110℃以上
※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定</td><td>随時</td><td>測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。</td><td></td></tr>
<tr><td>または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）</td><td>110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定</td><td>・全幅、全区間で実施する。
・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。</td><td>アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。</td><td></td></tr>
<tr><td>外観検査（混合物）</td><td>目視</td><td></td><td>随時</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>すべり抵抗試験</td><td>舗装調査・試験法便覧　[1]-101</td><td>設計図書による</td><td>舗設車線毎200m毎に1回</td><td></td><td></td></tr>
</table>

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
15 転圧コンクリート	材料	必須（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%	当初		
			ランマー突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%	当初		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、３本１組／回。		
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m^3、粗骨材500m^{3}ごとに１回、あるいは１回／日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m^3、粗骨材500m^{3}ごとに１回、あるいは１回／日。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外　（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材　5.0%以下 それ以外（砂等）　3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
15 転圧コンクリート	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水および上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
15 転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： 　コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 　コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 　圧縮強度の偏差率：7.5%以下 　コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 　コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・総使用量が50m^3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・総使用量が50m^3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
15 転圧コンクリート	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	１日２回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧　[3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	１日２回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧　[3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	１日２回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・ 試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日（午前・午後）で、３本１組／回（材令28日）。		
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回／日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧　[3]-353		1,000m^{2}に1個の割合でコアーを採取して測定		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001　表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm^{3}以上 吸水率　：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧　表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
16　グースアスファルト舗装	材料	その他	伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			引火点試験	JIS K 2265-1,2,3,4	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m3未満）	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
16 グースアスファルト舗装	材料	その他	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 〇施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm^3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 〇施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	○
	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧　[3]-402	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧　[3]-407	3～20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧　[3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧　[3]-79	破断ひずみ（-10℃、50mm/min）8.0×10^{-3}以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
16　グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧　[2]-16	個々の測定値 中規模以上 | 小規模 2.36mmふるい±12%以内 測定値の平均値 中規模以上・小規模 2.36mm　X 3　±7.0%以内 X 6　±7.5%以内 X10　±8.0%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験　1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する　基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧　[2]-16	個々の測定値 中規模以上 | 小規模 75μmふるい±5%以内 測定値の平均値 中規模以上・小規模 75μm　X 3　±3.0%以内 X 6　±3.5%以内 X10　±3.5%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験　1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する　基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧　[4]-318	個々の測定値 中規模以上 | 小規模 ±0.9%以内 測定値の平均値 中規模以上・小規模 X 3　±0.50%以内 X 6　±0.50%以内 X10　±0.55%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験　1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する　基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石　粉：常温～150℃	随時		○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
17 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227 [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	設計図書による。	500m^{3}につき1回の割合で行う。ただし、1,500m^{3}未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛り土の締め固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全ての規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１ｍ以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」に分割して管理単位毎に管理を行う） ２．管理単位は、築堤、路体路床とも１日１層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。2,000m2以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として扱うものとする。		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
17 路床安定処理工	施工	必須	プルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧　[4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「地盤変形量測定装置を用いたプルーフローリング管理要領（案）」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧　[1]-284（ベンゲルマンビーム）	設計図書による。	プルーフローリングでの不良箇所について実施		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
18 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する。	最大粒形≦53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧［4］-256 突砂法	設計図書による。	500m^{3}につき1回の割で行う。 ただし、1,500m^{3}未満の工事は1工事当り3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で測定を行う。		
				または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全ての規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１ｍ以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」に分割して管理単位毎に管理を行う） ２．管理単位は、築堤、路体路床とも１日１層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として扱うものとする。		
			プルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧　[4]-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「地盤変形量測定装置を用いたプルーフローリング管理要領（案）」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
18 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧　[2]-16（ベンケルマンビーム）	設計図書による。	プルーフローリングでの不良箇所について実施。		
19 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの。	当初および土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を採取する。	
			ゲルタイム試験			当初および土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	**必須**	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	２回（午前・午後）／日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート （グランドアンカー設計施工マニュアルに合わせる）	練りまぜ開始前に試験は２回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			適性試験（１サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、１サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
21 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A･B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C･D･E法）。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で測定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記のとおりとする。 （締固め試験（JIS A 1210)C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A･B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C･D･E法）。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^2を標準とし、1日の施工面積が2,000m^2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記のとおりとする。 （締固め試験（JIS A 1210)C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、「TS・GNSSを用いた盛り土の締め固め情報化施工管理要領（案）」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全ての規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から１ｍ以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」に分割して管理単位毎に管理を行う） ２．管理単位は、築堤、路体路床とも１日１層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として扱うものとする。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
22 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（ｺﾝｸﾘｰﾄ用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第1部：高炉ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-2（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第2部：ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-3（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第3部：銅ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-4（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第4部：電気炉酸化ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-5（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第5部：石炭ガス化ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5021（ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材Ｈ）	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合） 7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへる作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
22 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水および上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
22 吹付工	製造（プラント）（JIS表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
22 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・１回／日以上または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE- F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回以上行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50㎜のコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・１回／日以上または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
23 現場吹付法枠工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（ｺﾝｸﾘｰﾄ用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第1部：高炉ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-2（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第2部：ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-3（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第3部：銅ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-4（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第4部：電気炉酸化ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-5（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第5部：石炭ガス化ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5021（ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H）	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへる作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回以上/12か月および産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
23 現場吹付法枠工	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水および上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
23 現場吹付法枠工	製造（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。		○
	施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・１回／日以上または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
2 3 現場吹付法枠工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE- F561-2023	設計図書による。	1回6本　吹付1日につき1回以上行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアーを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm2以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに１回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・１回／日以上または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m3～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			ロックボルトの確認試験	JH切り土補強土工法設計・施工要領の参照による	設計荷重が確認できたこと	全数の３％か最低３本	設計荷重による確認試験である。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
24 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
24 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧　[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25％≦75μmふるい通過分＜50％）】 空気間隙率VaがVa≦15％ 【粘性土（50％≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85％≦Sr≦95％または空気間隙率Vaが2％≦Va≦10％ または設計図書による。	築堤は、1,000m^{3}に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 作業土工において当基準を準用する場合で、施工数量が極めて少ない場合は、最低1回とすることが出来る。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25％≦75μmふるい通過分＜50％）】 空気間隙率VaがVa≦15％ 【粘性土（50％≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85％≦Sr≦95％または空気間隙率Vaが2％≦Va≦10％ または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧　[1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
25 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
25 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧　[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m^{3}に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 作業土工において当基準を準用する場合で、施工数量が極めて少ない場合は、最低1回とすることが出来る。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧　[1]-273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
26 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧　[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m^{3}に1回の割合、または設計図書による。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 作業土工において当基準を準用する場合で、施工数量が極めて少ない場合は、最低1回とすることが出来る。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。　または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全ての規定回数だけ締め固められたことを確認する。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」に分割して管理単位毎に管理を行う） ２．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ３．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として扱うものとする。		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
27 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く		
			CBR試験 （路床）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
27 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧　[4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210)A･B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A･B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C･D･E法）。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保出来る含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。	路体の場合、1,000m^{3}につき１回の割合で行う。ただし、5,000m^{3}未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m^{3}につき1回の割合で行う。ただし、1,500m^{3}未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔を測定し、3孔の最低値で判定を行う。	作業土工において当基準を準用する場合で、施工数量が極めて少ない場合は、最低1回とすることが出来る。	最大粒形≦53㎜の場合は、「規格値」文中の「(JIS A 1210）A･B法」を「JIS A 1214」に読み替えるものとする。
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A･B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A･B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C･D･E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m^{2}を標準とし、1日の施工面積が2,000m^{2}以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
27 道路土工	施工	必須		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全ての規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」に分割して管理単位毎に管理を行う） 2．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として扱うものとする。		
			プルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧　[4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「地盤変形量測定装置を用いたプルーフローリング管理要領（案）」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき１回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧　[1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧　[1]-284	設計図書による。	プルーフローリングでの不良箇所について実施		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
28 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m^{3}以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：約2.7～2.5g/cm^3 ・準硬石：約2.5～2g/cm^3 ・軟石　：約2g/cm^{3}未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m^{3}以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石　：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m^{3}以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm^{2}以上 ・準硬石：980.66N/cm^{2}以上4903N/cm^{2}未満 ・軟石：980.66N/cm^{2}未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m^{3}につき1回の割で行う。 ただし、5,000m^{3}以下のものは1工事2回実施する。	500m^{3}以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：［2023年制定］コンクリート標準示方書　ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（ｺﾝｸﾘｰﾄ用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第1部：高炉ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-2（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第2部：ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-3（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第3部：銅ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-4（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第4部：電気炉酸化ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-5（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第5部：石炭ガス化ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5021（ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材Ｈ）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	材料	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下（ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには3.0%以下） 細骨材：7.0%以下。（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回以上/12か月および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中１回以上/12か月および産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の場合： JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	（製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率　：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに１回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」の送付について（平成16年3月8日事務連絡）	１）測定した単位水量が、配合設計±１５ｋｇ／ｍ３の管理値の範囲にある場合は、そのまま施工してよい。 ２）（２）測定した単位水量が、配合設計±１５を超え±２０ｋｇ／ｍ３の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±１５ｋｇ／ｍ３以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 なお、「１５kg/m3以内で安定するまで」とは、２回連続して１５kg/m3以内の値を観測することをいう。 ３）配合設計±２０ｋｇ／ｍ３の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まず、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±１５kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 　なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は１回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	２回／日（午前１回、午後１回）または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。 重要なコンクリート構造物にて実施のこと。 重要なコンクリート構造物 ・高さ５m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ３m以上の堰・水門・樋門	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・１回／日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・１回／日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m^{3}未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m^{3}以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m^{3}以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。				

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による。	1回2ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m^3以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート（NATM）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（ｺﾝｸﾘｰﾄ用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第1部：高炉ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-2（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第2部：ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-3（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第3部：銅ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-4（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第4部：電気炉酸化ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5011-5（ｺﾝｸﾘｰﾄ用ｽﾗｸﾞ骨材－第5部：石炭ガス化ｽﾗｸﾞ骨材） JIS A 5021（ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下	工事開始前、工事中１回以上/12か月および産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへる作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上/12か月および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート（NATM）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回/月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の場合： JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート（NATM）	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回/6ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・１回／日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m3～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」の送付について（平成16年3月8日事務連絡）	１）測定した単位水量が、配合設計±１５ｋｇ／ｍ３の管理値の範囲にある場合は、そのまま施工してよい。 ２）測定した単位水量が、配合設計±１５ｋｇ／ｍ３を超え±２０ｋｇ／ｍ３の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±１５ｋｇ／ｍ３以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 なお、「１５kg/m3以内で安定するまで」とは、２回連続して１５kg/m3以内の値を観測することをいう。 ３）配合設計±２０ｋｇ／ｍ３の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±１５kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 　なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は１回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよ	２回／日（午前１回、午後１回）または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。 重要なコンクリート構造物にて実施のこと。 重要なコンクリート構造物 ・高さ５m以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ３m以上の堰・水門・樋門	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	レディミクスコンクリートの場合：一回の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 ・１回／日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m3～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 　なお、テストピースの採取は、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・１回／日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m3～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による	1回　品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が０．２mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の８５％を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
31 吹付けコンクリート（NATM）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成１４年７月３１日付け国官技第１１２号、国港環第３５号、国空建第７８号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回/６ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂（粘土、シルト等を含まない場合）　7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
31 吹付けコンクリート（NATM）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
31 吹付けコンクリート（NATM）	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の場合： JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中１回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上/12か月および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上/12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
31 吹付けコンクリート（NATM）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m^{3}以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	１）測定した単位水量が、配合設計±１５ｋｇ／ｍ３の管理値の範囲にある場合は、そのまま施工してよい。 ２）測定した単位水量が、配合設計±１５ｋｇ／ｍ３を超え±２０ｋｇ／ｍ３の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±１５ｋｇ／ｍ３以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。 なお、「１５kg/m3以内で安定するまで」とは、２回連続して１５kg/m3以内の値を観測することをいう。 ３）配合設計±２０ｋｇ／ｍ３の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±１５kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 　なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は１回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	２回／日（午前１回、午後１回）または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。 重要なコンクリート構造物にて実施のこと。 重要なコンクリート構造物 ・高さ５ｍ以上の鉄筋コンクリート擁壁 ・内空断面が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類 ・橋梁上・下部工 ・トンネル ・高さ３ｍ以上の堰・水門・樋門	
			水セメント比の確認	エアメータ法による簡易な単位水量推定方法の実施要領	設計図書による。	荷卸し時	重要なコンクリート構造物にて実施のこと。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2023	一回の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上。（１回の試験結果は、３個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に1回 材令7日、28日（2×3=6供試体） なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアーを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m^{3}未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	
			吹付けコンクリートの初期強度（引抜きせん断強度）	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法（JSCE-G561-2010）	1日強度で5N/mm2以上	トンネル施工長40mごとに1回		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
31 吹付けコンクリート（NATM）	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・１回／日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m3～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・１回／日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m3～150m3ごとに１回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
32 ロックボルト（NATM）	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)性状に変化が見られたとき 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、１断面当たり３本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各１本）。		
33 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表3.2.9 路上で破砕した路盤再生骨材の目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
33 路上再生路盤工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4］-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を外れた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 1,000m^{2}に1孔	○施工面積数量から測定箇所数が３孔に満たない場合でも、最低数を３孔とする（維持工事を除く）。	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4］-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4］-135	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1～2回／日		
34 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧［3］-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧［4］-309		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
3 4 路上表層再生工	材料	必須	既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4］-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧［2］-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3］-218	基準密度の96%以上 X10　98%以上 X6　98%以上 X3　98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を外れた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 1,000m^{2}につき１孔	空隙率による管理でもよい。 ○施工面積数量から測定箇所数が３孔に満たない場合でも、最低数を３孔とする（維持工事を除く）。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」	-0.7cm以内	1,000m^{2}毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4］-318	アスファルト量：-0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
3 5 排水性舗装工・透水性舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率　：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧［2］-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
3 5 排水性舗装工・透水性舗装	材料	必須	フィラーの（舗装用石灰石粉）粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
3 5 排水性舗装工・透水性舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
3 5 排水性舗装工・透水性舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm) 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上（15℃）	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			引火点試験	JIS K 2265-1,2,3,4	260℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装	材料	その他	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	タフネス：20N・m テナシティ　：15N・m以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
3 5 排水性舗装工・透水性舗装	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	2.36mmふるい： ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4］-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満	○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐薄利性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧［3］-110	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧［1］-154	X_{10}　800mL/15sec以上	1,000m^{2}ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3］-224	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を外れた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・定期的又は随時（1,000m^{2}につき1孔）。	○施工面積数量から測定箇所数が３孔に満たない場合でも、最低数を３孔とする（維持工事を除く）。	
			外観検査（混合物）	目視		随時		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
36 簡易舗装工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：60%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	下層路盤 PI：9以下 上層路盤 PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	○
			一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4]-102	上層路盤 セメント安定処理： 一軸圧縮強さ［7日間］ 2.45N/mm^2（25kgf/cm^2）以上。 石灰安定処理： 一軸圧縮強さ［10日間］ 0.69N/mm^2（7kgf/cm^2）以上。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満(コンクリートでは400m3未満)	○
			アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる	「アスファルト舗装」に準じる	当初及び材料の変化時	加熱アスファルト混合物を使用する場合	○
			カットバックアスファルト	ASTM D 2027,2028	ASTM D 2027,2028カットバックアスファルト規格	当初及び材料の変化時	カットバックアスファルトを使用する場合	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
36 簡易舗装工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218 [4]-256	路盤：基準密度の93%以上 表層：基準密度の94%以上	1,000m^{2}に1個または随時		
			粒度（2.36mmフルイ）	路盤：JIS A 1102 表層：舗装調査・試験法便覧 [2]-16	路盤： 2.36mmふるい：±15%以内 表層： 2.36mmふるい：±12%以内	路盤：1,000m^{2}に1～2回または随時 表層：1～2回／日または随時。		
			粒度（75μmフルイ）	路盤：JIS A 1102 表層：舗装調査・試験法便覧 [2]-16	路盤： 75μmふるい：±6%以内 表層： 75μmふるい：±4.5%以内	路盤：1,000m^{2}に1～2回または随時 表層：1～2回／日または随時。		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量（表層）：±1.5%	1～2回／日または随時。	瀝青安定処理,表層に適用する。	
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		全面	・下層路盤、マカダムおよび浸透式マカダム路盤に適用する。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			温度測定（敷きならし）	温度計による。	120℃以上	随時	・瀝青安定処理,表層に適用する。 ・測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	随時	下層路盤、粒度調整路盤に適用する。	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
37 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧［2］-16		再生骨材使用量500ｔごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧［4］-318	3.8%以上	再生骨材使用量500ｔごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上（25℃） ※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 １日の再生骨材使用量が500ｔを超える場合は2回。 １日の再生骨材使用量が100ｔ未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材アスファルトコンクリート再生骨材圧裂係数	舗装再生便覧（令和6年3月）付録02 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数の求め方	1.70（MPa/mm）以下（25℃）※ 針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500ｔを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100ｔ未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500ｔごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
37 プラント再生舗装工	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m3未満）	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m3未満）	○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧［4］-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：-1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m3未満）	○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-44	設計図書による。	同左	耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-18	設計図書による。	同左	耐磨耗性の確認	○

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
37 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3]-218	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を外れた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・定期的又は随時（1,000m^2につき1孔）。	○施工面積数量から測定箇所数が３孔に満たない場合でも、最低数を３孔とする（維持工事を除く）。	
材）38 工場製作工（鋼橋用鋼	材料	必須	外観・規格 （主部材）	現場照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			機械検査（JISマーク表示品以外かつ見るシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査 （付属部品）	目視及び検測	JISによる	JISによる		

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
39 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	最大表面粗さ 50㎛以下（切削による場合もこれに準ずる）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ	・目視 ・計測	ノッチがあってはならない			
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
40 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121　1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19㎜未満裏曲げ）（19㎜以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3㎜以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれ3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242　Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法　図-17.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
40 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査 17.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法　図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法　図-17.8.3すみ肉溶接試験による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は、235N/mm2以上、引張強さは 400～550N/mm2、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			突合せ溶接の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解17.8.6及び表-解17.8.7及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解17.8.6及び表-解17.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
40 溶接工	施工	必須	外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならな	
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十時溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、１継手につき３個又は継手長さ1mにつき３個までを許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、３個を１個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解17.8.4及び表-解17.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解17.8.4及び表-解17.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。 だだし、１溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
40 溶接工	施工	必須	外観形状検査（余盛高さ）	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B＜15　：　h≦3 15≦B＜25　：　h≦4 25≦B　：　h≦（4/25）･B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（アークスタッド）	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が０.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から１％について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	

秋田県土木工事共通仕様書[R8.10.1適用]

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
い。41　中層混合処理※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しな	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225				
			テーブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のｐｈ試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する。		
			土の強熱減量試験	JGS 0221				
	施工	必須	深度方向の品質確保（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。		
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。		

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th><th>試験時期・頻度</th><th>摘　　要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="6">4
2

鉄筋挿入工</td><td rowspan="4">材料</td><td>必須</td><td>品質検査
（芯材・ナット・プレート等）</td><td>ミルシート</td><td>設計図書による。</td><td>材料入荷時</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>定着材のフロー値試験</td><td>JSCE-F521-2018</td><td>9～22秒</td><td>施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。</td><td>定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>圧縮強度試験</td><td>JIS A 1108</td><td>設計図書による。</td><td>施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）</td><td>定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>外観検査
（芯材・ナット・プレート等）</td><td>・目視
・寸法計測</td><td>設計図書による。</td><td>材料入荷時</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">施工</td><td>必須</td><td>引き抜き試験
(受入れ試験)</td><td>地山補強土法設計・施工マニュアル</td><td>設計図書による。</td><td>・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。
・載荷サイクルは1サイクルとする。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>引き抜き試験
(適合性試験)</td><td>地山補強土法設計・施工マニュアル</td><td>設計図書による。</td><td>・地層ごとに3本以上を標準とする。
・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。
・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">4
3

防雪柵工</td><td>施工</td><td>必須</td><td>防雪柵工</td><td>ボルト</td><td><table><tr><th>ボルト</th><th>最小トルク値
(N･cm)</th><th>最大トルク値
(N･cm)</th></tr><tr><td>M22</td><td>8,000</td><td>16,000</td></tr><tr><td>M24</td><td>10,000</td><td>21,000</td></tr><tr><td>M27</td><td>15,000</td><td>30,000</td></tr></table></td><td>１基礎あたり対角線上に２箇所。
（全数の３割程度）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>ボルト（余長）</td><td>2.5*P以上
（P：ボルト１山の間隔 mm）</td><td>１基礎あたり対角線上に２箇所。
（全数の３割程度）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

工種	種別	試験区分	試験項目	検査方法	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
44 土・石材＜公園緑地工事＞	材料＜たたき粘土＞	その他	土の粒度試験	品質：品質試験成績表等で照合を行う 数量：材料検査時に数量を検査する	JIS A 1204	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		○
			土粒子の密度試験		JIS A 1202				○
			土の含水比試験		JIS A 1203				○
			土の透水試験		JIS A 1218				○
	材料＜土舗装材＞	その他	土の粒度試験	品質：品質試験成績表等で照合を行う 数量：施工後に数量を検査する	JIS A 1204	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		○
			土粒子の密度試験		JIS A 1202				○
			土の含水比試験		JIS A 1203				○
	材料＜クレー舗装材＞	その他	土の粒度試験	品質：品質試験成績表等で照合を行う 数量：施工後に数量を検査する	JIS A 1204	設計図書による	当初及び土質の変化した時。		○
			土粒子の密度試験		JIS A 1202				○
			土の含水比試験		JIS A 1203				○
			硬度		プロクターニドール	陸上競技場　50～110 野球場　30～80 テニスコート　40～110	1,000m2毎		○

工種	種別	試験区分	試験項目	検査方法	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
44 土・石材＜公園緑地工事＞	材料＜アンツーカー舗装材＞	その他	物性値・成分値は製造者からの試験表による	品質： 品質試験成績表等で照合を行う 数量： 材料検査時に数量を検査する	試験表の確認				○
			土の含水比試験		JIS A 1203	設計図書による	路体： 当初及び年の変化した時。 路床： 含水比の変化が認められた時。		○
			粗骨材の形状試験		舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 以上 10000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上,3000ｔ未満(コンクリートでは 400m3 以上,1000m3 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が 1,000m2 超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	○
			硬度	品質： 品質試験成績表等で照合を行う 数量： 施工後に数量を検査する	プロクターニドール	陸上競技場 80～150 テニスコート 60～120	1,000m2毎		○

工種	種別	試験区分	試験項目	検査方法	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
44 土・石材＜公園緑地工事＞	土・石材＜舗装用石材、積み・張り用石材＞	その他	岩石の見掛比重	品質： 品質試験成績表等で照合を行う 数量： 施工後に数量を検査する	JIS A 5006	設計図書による	原則として産地毎に当初及び岩質の変化したとき。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬　石：約 2.7～2.5g/cm3 ・準硬石：約 2.5～2g/cm3 ・軟　石：約 2g/cm3未満	○
			岩石の吸水率					・500ｍ３以下は監督職員承諾 を得て省略できる。 ・参考値： ・硬　石：5%未満 ・準硬石：5%以上 15%未満 ・軟　石：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ					・500m3以下は監督職員承諾 を得て省略できる。 ・参考値： ・硬　石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上 4903N/cm2未満 ・軟　石：980.66N/cm2未満	○
			岩石の形状			うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき 1 回の割で行う。 但し、5,000m3以下のものは 1 工事 2 回実施する。	500m3以下は監督職員承諾を 得て省略できる。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	検査方法	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
44 土・石材＜公園緑地工事＞	材料＜火山砂利＞	その他	最大乾燥密度の測定	品質： 品質試験成績表等で照合を行う 数量： 材料検査時に数量を検査する	JIS A 1210 (試験方法E法)	30%以上	・採取地ごとに１回及び採取地の変わった場合にはその都度測定する。 ・突固め試験は骨材の最大寸法を取り除いて行う。 ・生産者等の試験成績結果によることができる。 (ただし､試験実施日が施工期間を著しくずれていな場合に限る。)		
			修正CBRの測定		舗装試験便覧 路盤材料の修正CBR試験				
			骨材のふるい分け試験		5㎜以下	9～15%以下			
			骨材の洗い試験						
			粗骨材のすりへり試験		JIS A 1121	45%以下	・採取地ごとに１回。 ・生産者等の試験成績結果によることができる。 (ただし､試験実施日が施工期間を著しくずれていない場合に限る。)		
			骨材の安定性試験		JIS A 1122	20%以下			
			凍上試験						
			強熱減量試験						
			土の透水試験		JIS A 1218	特記仕様書による			
	施工＜火山砂利＞	その他	締固め度の測定	品質： 監督職員の立ち会いのもとで試験を行う 数量： 施工後に数量を検査する	現場密度測定方法		・A類 300 ㎡毎に箇所。 ・B･C類 1,500 ㎡毎に１箇所。		
			骨材のふるい分け試験		5㎜以下	9～15%以下			
			骨材の洗い試験						

工種	種別	試験区分	試験項目	検査方法	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
45 造園材料＜公園緑地工事＞	材料＜客土＞	必須	pH(H20)	品質： 品質試験成績表等で照合を行う 数量： 材料検査時に数量を検査する	簡易pH計	4.5～8.0			
			有害物質		電気伝導度 (ECメーター)	0.1～1.0S/cm			
	材料＜高木＞		高さ(H)	品質： 目視(検測）により検査を行う 数量： 材料検査時に数量を検査する	計測用具による計測	設計値≦H	樹種別、規格別に各設計数量の10％を計測する。 ※規格値については生産地に よりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
			幹周(C)			設計値≦C＜上位階級の寸法値			
			枝張(W)			設計値≦W			
	材料＜中低木＞		高さ(H)			設計値≦H＜上位階級の寸法値			
			枝張(W)			設計値≦W			
	材料＜特殊樹木＞		高さ(H)			設計値≦H	樹種別、規格別に各設計数量の10％を計測する。		
			幹周(C)			設計値≦C＜上位階級の寸法値			
			枝張又は尺(W)			設計値≦W			
	材料＜地被類＞		茎長(L)			設計値≦L	設計数量の１％を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
			芽立		目視	設計値≦芽立数			

工種	種別	試験区分	試験項目	検査方法	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
46 木材〈公園緑地工事〉	材料	その他	木材の加圧式保存処理方法	品質： 品質試験成績表等で照合を行う 数量： 施工後に数量を検査する	JIS A 9002				○
			木材の浸漬式防腐処理方法						○
			含水比		JAS				○
			保存処理剤浸度試験		JAS				○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績等による確認
47 管布設工＜開削＞	管渠材料＜下水道用鉄筋コンクリート管＞	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 （管種の確認を行う） （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。		（１）外観検査は、全数について行う。 （２）形状・寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法（カラー及びゴム輪を含む）	ＪＳＷＡＳ　Ａ－１による					
			外圧強さ						
			水密性		検査項目	判定基準			
					管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上（短管及び異形管の場合は1/3以上）にわたるひび割れのないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。 ここでひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。			
					管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れのないこと。			
					管端面の欠損	管端面の平面積の３%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。			

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th colspan="2">規格値</th><th>試験基準</th><th>摘要</th><th>試験成績等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="10">47
管布設工
（開削）</td><td rowspan="10">管渠材料
（下水道用硬質塩化ビニル管）</td><td rowspan="10">必須</td><td>外観・形状</td><td>目視による</td><td colspan="2">〔外観検査〕
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。
（管種の確認を行う）

（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td rowspan="10">（１）外観・形状検査は、全数について行う。

（２）寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="10"></td><td rowspan="10">○</td></tr>
<tr><td>寸法</td><td rowspan="9">ＪＳＷＡＳ　Ｋ－１による</td><td>検査項目</td><td>判定基準</td></tr>
<tr><td>引張試験</td><td>有害な傷</td><td>管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない。）</td></tr>
<tr><td>扁平試験</td><td>滑らかさ</td><td>明らかな凹凸がないこと。</td></tr>
<tr><td>負圧試験</td><td>割れ</td><td>割れがないこと。</td></tr>
<tr><td>耐薬品性試験</td><td>ねじれ</td><td>著しいねじれがないこと。</td></tr>
<tr><td>ビカット軟化温度試験</td><td>管の断面形状</td><td>管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td></tr>
<tr><td></td><td>実用上の真っすぐ</td><td>実用上、真っすぐであること。</td></tr>
</table>

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績等による確認
47 管布設工＜開削＞	管渠材料＜下水道用リブ付硬質塩化ビニル管＞	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 （管種の確認を行う） （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。		（１）外観・形状検査は、全数について行う。 （２）寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	ＪＳＷＡＳ　Ｋ－１３による					
			引張試験						
			扁平試験		検査項目	判定基準			
			負圧試験		有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない。）			
			耐薬品性試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			ビカット軟化温度試験		割れ	割れがないこと。			
					ねじれ	著しいねじれがないこと。			
					管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。			
					実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績等による確認
47 管布設工＜開削＞	管渠材料＜下水道用強化プラスチック複合管＞	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 （管種の確認を行う） （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。		（１）外観・形状検査は、全数について行う。 （２）寸法、外圧試験、耐薬品性試験、耐酸試験及び水密試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	ＪＳＷＡＳ　Ｋ－２による					
			外圧試験						
			耐薬品性試験		検査項目	判定基準			
			耐酸試験		有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。			
			水密試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
					管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。			
					実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。			

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th colspan="2">規格値</th><th>試験基準</th><th>摘要</th><th>試験成績等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="14">47
管布設工
＜開削＞</td><td rowspan="14">管渠材料＜下水道用ポリエチレン管＞</td><td rowspan="14">必須</td><td>外観・形状</td><td>目視による</td><td colspan="2" rowspan="2">〔外観検査〕
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。
（管種の確認を行う）

（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td rowspan="14">（１）外観・形状検査は、全数について行う。

（２）寸法、引張試験、偏平試験、水圧試験、偏平負圧試験、耐薬品性試験、環境応力き裂試験、熱間内圧クリープ試験、ピーリング試験、熱安定性試験、融着部相溶性試験及び対候性試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="14"></td><td rowspan="14">○</td></tr>
<tr><td>寸法</td><td rowspan="13">ＪＳＷＡＳ　Ｋ－１４による</td></tr>
<tr><td>引張試験</td><td>検査項目</td><td>判定基準</td></tr>
<tr><td>偏平試験</td><td>有害な傷</td><td>管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。</td></tr>
<tr><td>水圧試験</td><td>滑らかさ</td><td>明らかな凹凸がないこと。</td></tr>
<tr><td>偏平負圧試験</td><td>割れ</td><td>割れがないこと。</td></tr>
<tr><td>耐薬品性試験</td><td>ねじれ</td><td>著しいねじれがないこと。</td></tr>
<tr><td>環境応力き裂試験</td><td>管の断面形状</td><td>管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td></tr>
<tr><td>熱間内圧クリープ試験</td><td rowspan="2">実用上の真っすぐ</td><td rowspan="2">実用上、真っすぐであること。</td></tr>
<tr><td>ピーリング試験</td></tr>
<tr><td>熱安定性試験</td></tr>
<tr><td>融着部相溶性試験</td></tr>
<tr><td>対候性試験</td></tr>
</table>

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績等による確認
47 管布設工＜開削＞	管渠材料＜下水道用レジンコンクリート管＞	必須	外観、形状及び寸法	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 （管種の確認を行う） （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。		（１）外観及び形状検査は、全数について行う。 （２）寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			外圧試験	ＪＳＷＡＳ　Ｋ－１１による					
			水密性試験						
			耐酸性試験		検査項目	判定基準			
			吸水性試験		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上（短管及び異形管の場合は1/3以上）にわたるひび割れのないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。 ここでひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。			
					管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れのないこと。			
					管端面の欠損	管端面の平面積の３%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績等による確認
47 管布設工＜開削＞	管渠材料＜下水道用ボックスカルバート＞	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。		（１）外観検査は、全数について行う。 （２）形状・寸法及びコンクリートの圧縮強度試験、曲げ強度試験、接合部の水密性試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法	ＪＳＷＡＳ　Ｋ－１２、 ＪＳＷＡＳ　Ｋ－１３による					
			コンクリートの圧縮強度試験						
			曲げ強度試験		検査項目	判定基準			
			接合部の水密性試験		ひび割れ	強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷やひび割れがないこと。			
					滑らかさ	粗骨材が突出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。内面が平滑であり、水の流れに対して実用上支障のない滑らかさであること。			
					端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。			

工種	種別	試験区分	試験項目		試験方法	規格値			試験基準	摘要	試験成績等による確認
47 管布設工＜開削＞	管渠材料＜下水道用ダクタイル鋳鉄管＞	必須	原管		ＪＳＷＡＳ　Ｇ－１による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。			（１）外観検査は、全数について行う。 （２）原管、内装、外装における形状・寸法、引張試験、硬さ試験及び水圧試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			内装								
			外装	外観	目視による						
				形状・寸法	ＪＳＷＡＳ　Ｇ－１による	検査項目		判定基準			
						原管	クラック	クラックがないこと。			
				引張試験			湯境	湯境がないこと。			
							鋳巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。			
				硬さ試験		完成管	モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。			
								管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。			
				水圧試験				表面は、実用的に滑らかであること。			
							塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。			

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th colspan="3">規格値</th><th>試験基準</th><th>摘要</th><th>試験成績等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="6">47
管布設工＜開削＞</td><td rowspan="6">管渠材料＜鋼管＞</td><td rowspan="6">必須</td><td>外観</td><td>目視による</td><td colspan="3">〔外観検査〕
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。
（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td rowspan="6">（１）外観検査は、全数について行う。

（２）形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6">○</td></tr>
<tr><td>形状・寸法</td><td rowspan="5">日本下水道協会
下水道用資器材Ｉ類の規定による。

ＪＩＳ　Ｇ　３４４３</td><td colspan="3" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>成分・機械的性質</td></tr>
<tr><td>非破壊又は水圧</td></tr>
<tr><td>塗装</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>検査項目</td><td>判定基準</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td rowspan="4">原管</td><td>実用的に真っ直ぐ</td><td>実用的に真っ直ぐであること。</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>両端は管軸に対して直角</td><td>実用的に、両端面は管軸に対して直角であること。</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>有害な欠陥</td><td>甚だしい接合部目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>仕上げ良好</td><td>鋼面が平滑に仕上がっていること。</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>完成管</td><td>塗装及び塗覆装</td><td>管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績等による確認
48 管推進工	管渠材料＜下水道推進工法用鉄筋コンクリート管＞	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。		（１）外観・形状検査は、全数について行う。 （２）寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度及び水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法（カラー及びゴム輪を含む）	ＪＳＷＡＳ　Ａ－２又はＡ－６による					
			外圧強さ						
			コンクリートの圧縮強度		検査項目	判定基準			
			水密性		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上（短管及び異形管の場合は1/3以上）にわたるひび割れのないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。 ここでひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。			
					管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れのないこと。			
					管端面の欠損	管端面の平面積の３%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。			

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th colspan="2">試験項目</th><th>試験方法</th><th colspan="3">規格値</th><th>試験基準</th><th>摘要</th><th>試験成績等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="6">48
管推進工</td><td rowspan="6">管渠材料〈下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管〉</td><td rowspan="6">必須</td><td colspan="2">原管</td><td rowspan="2">ＪＳＷＡＳ　Ｇ－２による</td><td colspan="3" rowspan="2">〔外観検査〕
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。
（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td rowspan="6">（１）外観検査は、全数について行う。

（２）原管、内装、外装における形状・寸法については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6">○</td></tr>
<tr><td colspan="2">内装</td></tr>
<tr><td rowspan="4">外装</td><td>外観</td><td>目視による</td></tr>
<tr><td rowspan="5">形状・寸法</td><td rowspan="5">ＪＳＷＡＳ　Ｇ－２による</td><td>検査項目</td><td>判定基準</td></tr>
<tr><td rowspan="3">原管</td><td>クラック</td><td>クラックがないこと。</td></tr>
<tr><td>湯境</td><td>湯境がないこと。</td></tr>
<tr><td>鋳巣</td><td>手直しの範囲を超えるものは不可とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">完成管</td><td rowspan="2">モルタルライニング</td><td>有害なひび割れがないこと。
管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。
表面は、実用的に滑らかであること。</td></tr>
<tr><td>塗装</td><td>異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th colspan="3">規格値</th><th>試験基準</th><th>摘要</th><th>試験成績等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="6">48
管推進工</td><td rowspan="6">管渠材料〈鋼管〉</td><td rowspan="6">必須</td><td>外観</td><td>目視による</td><td colspan="3">〔外観検査〕
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。
（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td rowspan="6">（１）外観検査は、全数について行う。

（２）形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6">○</td></tr>
<tr><td>形状・寸法</td><td rowspan="5">日本下水道協会
下水道用資器材Ｉ類の規定による。

ＪＩＳ　Ｇ　３４４４</td><td colspan="3" rowspan="5"><table><tr><th colspan="2">検査項目</th><th>判定基準</th></tr><tr><td rowspan="4">原管</td><td>実用的に真っ直ぐ</td><td>実用的に真っ直ぐであること。</td></tr><tr><td>両端は管軸に対して直角</td><td>実用的に、両端面は管軸に対して直角であること。</td></tr><tr><td>有害な欠陥</td><td>甚だしい接合部目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。</td></tr><tr><td>仕上げ良好</td><td>鋼面が平滑に仕上がっていること。</td></tr><tr><td>完成管</td><td>塗装及び塗覆装</td><td>管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>成分・機械的性質</td></tr>
<tr><td>非破壊又は水圧</td></tr>
<tr><td>塗装</td></tr>
</table>

工種	種別	試験区分	試験項目		試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
49 シールド工	管渠材料＜シールド工事用標準コンクリート系セグメント＞	必須	外観及び形状・寸法		ＪＳＷＡＳ　Ａ－４による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 （２）有害なひび割れ、隅角部の破損等がないこと。	（下水道協会規格） （１）外観検査は、全数について行う。 （２）形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			水平仮組検査						
			性能検査	単体曲げ試験					
				継手曲げ試験		〔外観検査〕 （１）有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。 （２）形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、ＪＳＷＡＳ　Ａ－４の規定による。	（下水道協会規格外） （１）外観検査は、全数について行う。 （２）形状・寸法、水平仮組、性能についての検査はセグメント500リング及びその端数に１回行う。		
				ジャッキ推力試験					
				つり手金具引抜き試験					

工種	種別	試験区分	試験項目		試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
49 シールド工	管渠材料＜シールド工事用標準鋼製セグメント＞	必須	材料検査		ＪＳＷＡＳ　Ａ－３による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 （２）有害な曲がり、そり等がないこと。	（下水道協会規格） （１）外観検査は、全数について行う。 （２）材料、形状・寸法、溶接、水平仮組についての検査は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 （３）性能検査は設計図書の定めによる。		○
			形状・寸法及び外観検査						
			溶接検査						
			水平仮組検査						
			性能検査	ジャッキ推力試験		〔外観検査〕 （１）有害な曲がり、そり等が無いこと。 （２）材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能に関する規格値は、ＪＳＷＡＳ　Ａ－３の規定による。	（下水道協会規格外） （１）外観検査は、全数について行う。 （２）材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能についての検査は１工事中に１回行う。		
				単体曲げ試験					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
50 管きょ更生工	更生管	必須	偏平強さまたは外圧強さ	・φ600mm以下の既設管 JSWAS K-1による偏平試験	新管と同等以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。	本表は、最新版の「管きょ更正工法における設計･施工管理ガイドライン(案)」に準拠して実施する。	○
				・φ700mm以上の既設管 JSWAS K-2による外圧試験 （2種に対応）				
			曲げ強度（長期）	・ガラス繊維あり JIS K7039による曲げ強度試験	構造（管厚み）計算で用いる設計値（申告値）以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。 熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
				・ガラス繊維なし 短期値を安全率で除した値				
			曲げ弾性係数（長期）	・ガラス繊維あり JIS K7035による曲げ弾性試験				
				・ガラス繊維なし JIS K7116による曲げ弾性試験				
			曲げ強度（短期）	JIS K7171による	１）曲げ強度値が設計曲げ強度（申告値：短期値）を上回ること。 ２）曲げ弾性係数の試験結果が、曲げ弾性係数（申告値：短期値）を上回ること。	原則、施工スパン毎とする。 熱可塑性樹脂材については、認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			曲げ弾性係数（短期）					
			耐摩耗性	JIS K7204または JIS K1452等による	下水道用硬質塩化ビニル管（新管）と同等程度	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			耐ストレインコロージョン性	・ガラス繊維ありのみが対象 JIS K7034による	JSWAS K-2に基づいて求められる値を下回らない			
			水密性	JSWAS K-2に準拠した試験 （内外水圧に対する水密性）	0.1MPaの水圧で漏水がない			
			耐劣化性	・ガラス繊維なしのみが対象 JIS K7116を準用した1,000時間水中曲げクリープ試験を行う。	50年後の曲げ強度の推計値の最小値が設計値（≒申告値÷安全率）を上回ること			
			耐震性能	JIS K7161による引張強度等試験	引張強度（短期）、引張弾性係数（短期）、圧縮強度（短期）、圧縮弾性係数（短期）が申告値を上回ること	工法毎とする。熱可塑性樹脂材については、引張強度、圧縮強度を認定工場制度の工場検査証明書類による確認とすることができる。		
				JIS K7181による圧縮強度等試験				
			外観	目視あるいは 自走式テレビカメラによる	流下能力、耐久性を低下させる有害な欠陥（シワなど）がないこと	施工スパン毎とする。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
50 管きょ更生工	更生管表面部材	必須	複合管断面の破壊強度・外圧強さ	既設管の劣化状態等を反映し限界状態設計法により確認、または鉄筋コンクリート管（新管）を破壊状態まで耐荷後更生し、JSWAS A-1により破壊荷重試験	設計条件に基づいた耐荷力以上 新管と同等以上	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。	本表は、最新版の「管きょ更正工法における設計･施工管理ガイドライン(案)」に準拠して実施する。	○
			圧縮強度	JSCE G 521等による	圧縮強度値が設計基準強度を上回ること	小口径（既設管径800mm未満）の場合、施工延長100m毎に1回とする。		
			耐薬品性性能	JSWAS K-1または JSWAS K-14	・表面部材が塩ビ系の場合はJSWAS K-1の試験方法で、質量変化率±0.2mg/cm2以内 ・表面部材がポリエチレン系では、JSWAS K-14の試験方法で、質量変化率±0.2mg/cm2以内	製管工法では、工法毎に1回とする。 認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			耐摩耗性	JIS K7204または JIS K1452等による	下水道用硬質塩化ビニル管（新管）と同等程度	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			水密性	JSWAS K-2に準拠した試験 （内外水圧に対する水密性）	0.1MPaの水圧で漏水がない	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。認定工場制度の工場検査証明書類を別途提出することにより、試験の実施を免除することができる。		
			一体性	JIS A1171に準拠した一体破壊試験	既設管と充てん材が界面はく離しないこと	公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
			耐震性能	「下水道施設の耐震対策指針と解説」における「差し込み継ぎ手管きょ」「ボックスカルバート」等の考え方を勘案し、性能照査を行う	継ぎ手部の屈曲角と抜け出し量が許容値内であること	工法毎とする。 公的審査証明機関等の審査証明等で確認してもよい。		
				耐震計算により継ぎ手部の照査が困難な場合は、耐震実験による表面部材等の継手部の照査を行う	屈曲角と抜け出し量が許容範囲であること			
			外観	目視あるいは 自走式テレビカメラによる	更生管の変形、更生管浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所がないことを確認する	施工スパン毎とする。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績等による確認
51 マンホール設置工	管渠材料＜組立マンホール側塊＞	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。		（１）外観検査は、全数について行う。 （２）形状・寸法、コンクリートの圧縮強度試験、軸方向耐圧試験、接合部の水密性試験、側方曲げ強さ試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法	ＪＳＷＡＳ　Ａ－１１による					
			コンクリートの圧縮強度試験		検査項目	判定基準			
			軸方向耐圧試験		有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。			
			接合部の水密性試験		滑らかさ	側塊には、粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。			
			側方曲げ強さ試験		端面の欠損	側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。			
					端面の形状	側塊の端面は、平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上、支障のない直角であること。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
51 マンホール設置工	管渠材料＜下水道用鋳鉄製マンホールふた＞	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 （２）有害なきずが無く、外観がよいこと。	（１）外観・形状検査は、全数について行う。 （２）寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験及び耐荷重試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法・構造	ＪＳＷＡＳ　Ｇ－４による				
			材質試験					
			荷重たわみ試験					
			耐荷重試験					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
51 マンホール設置工	管渠材料＜マンホール足掛け金物＞	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 被覆材は有害なわれ、破損等が無いこと。 品質を判定できる資料又は試験成績表を提出する。	外観検査は、全数について行う。 （１）芯材 JIS G4303 (SUS403,SUS304)、 JIS G3507 (SWRCH12R,SWCH12R)、 JIS G3539(SWCH12R) の規格に適合すること。		○
			形状・寸法					
			材質					

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績等による確認
51 マンホール設置工	管渠材料＜下水道用硬質塩化ビニル製小型マンホール＞	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。		（１）外観・形状検査は、全数について行う。 （２）寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	ＪＳＷＡＳ　Ｋ－９による （内ふたは、ＪＳＷＡＳ　Ｋ－７、防護ふたは、ＪＳＷＡＳ　Ｇ－３による）					
			引張試験						
			荷重試験		検査項目	判定基準			
			負圧試験		有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない。）			
			耐薬品性試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			ビカット軟化温度試験		割れ	割れがないこと。			
					ねじれ	著しいねじれがないこと。			

<table>
<tr><th>工種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th colspan="2">規格値</th><th>試験基準</th><th>摘要</th><th>試験成績等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="8">52
ます設置工</td><td rowspan="8">管渠材料〈下水道用硬質塩化ビニル製ます〉</td><td rowspan="8">必須</td><td>外観・形状</td><td>目視による</td><td colspan="2">〔外観検査〕
（１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。
（２）検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td rowspan="8">（１）外観・形状検査は、全数について行う。

（２）寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">○</td></tr>
<tr><td>寸法</td><td rowspan="7">ＪＳＷＡＳ　Ｋ－７による

（防護ふたは、ＪＳＷＡＳ　Ｇ－３、立上り部は、ＪＳＷＡＳ Ｋ－１による）</td><td>検査項目</td><td>判定基準</td></tr>
<tr><td>引張試験</td><td>有害な傷</td><td>マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない。）</td></tr>
<tr><td>荷重試験</td><td>滑らかさ</td><td>明らかな凹凸がないこと。</td></tr>
<tr><td>負圧試験</td><td>割れ</td><td>割れがないこと。</td></tr>
<tr><td>耐薬品性試験</td><td>ねじれ</td><td>著しいねじれがないこと。</td></tr>
<tr><td>ビカット軟化温度試験</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	摘要	試験成績等による確認
52 ます設置工	管渠材料〈下水道用ポリプロピレン製ます〉	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 （２）検査項目及び判定基準は次のとおり。		（１）外観・形状検査は、全数について行う。 （２）寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及び荷重たわみ温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	ＪＳＷＡＳ　Ｋ－８による （防護ふたは、ＪＳＷＡＳ　Ｇ－３による）					
			引張試験						
			荷重試験		検査項目	判定基準			
			負圧試験		有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない。）			
			耐薬品性試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			荷重たわみ温度試験		割れ	割れがないこと。			
					ねじれ	著しいねじれがないこと。			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認
52 ます設置工	管渠材料＜下水道用鋳鉄製防護ふた＞	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 （１）日本下水道協会「認定標章」の表示があること。 （２）有害なきずが無く、外観がよいこと。	（１）外観・形状検査は、全数について行う。 （２）寸法、荷重たわみ試験、耐荷重試験及び材質試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	ＪＳＷＡＳ　Ｇ－３による				
			荷重たわみ試験					
			耐荷重試験					
			材質試験					